

桑名市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第13号

桑名市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

桑名市消防本部の組織に関する規則（平成23年桑名市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 必要に応じて、消防本部に消防管理監を置くことができる。消防管理監は消防長の直轄とし、消防司令長の階級（課長級）と同等の扱いとする。

第8条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 消防管理監は、消防長の命を受け、特定の事務を処理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。